

原単位の改善のための取組に関する状況【2024年度提出分(2023年度実績)】※非特定事業者用

中部冷蔵株式会社 「注:2025年3月1日付で株式会社ワロシステイクスに吸収合併致しました」
(CHUBUREIZO Co.,Ltd)

銘柄コード
法人番号 5180001075003

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	47	倉庫業
細分類 (申請事業)	4721	冷蔵倉庫業
エネルギー管理統括者	【役職】 センター長 【氏名】 加藤 誠造	

エネルギー総使用量	80,715	GJ	2,082	kℓ
前年度エネルギー総使用量				kℓ
非化石エネルギー総使用量		GJ		kℓ
調整後温室効果ガス排出量				t-CO ₂

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業におけるエネルギー消費原単位※注 (2023年度実績)	12.6		原単位分母		
	主たる事業の構成割合		94.9 %		
事業者全体のエネルギー消費原単位 対前年度比	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
		145.1	104.8	137.5	66.7
事業者全体の5年度間平均原単位変化(%)	121.6				

※ 主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方にに基づき各事業者が決定したもの。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における電気需要最適化評価原単位 (2023年度実績)	原単位分母				
DR実施日数					
事業者全体の電気需要最適化評価原単位 対前年度比	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
事業者全体の5年度間平均原単位変化					

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分		
目指すべき水準	kℓ/t以下	
ベンチマーク指標の状況	達成	
ベンチマーク区分		
目指すべき水準	kℓ/t以下	
ベンチマーク指標の状況	未達成	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量】

種別	合計量	
Jクレジット		t-CO ₂
-	-	t-CO ₂
-	-	t-CO ₂
-	-	t-CO ₂

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標(2030年度)	10.0%				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
					0.0
目安設定業種					
目安(2030年度)					
目標(2030年度)					
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
目安設定業種	-				
目安(2030年度)	-				
目標(2030年度)	-				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
					-

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】

--

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項
冷蔵倉庫業は、メーカーで製造された冷凍製品を、それぞれの指定保管温度に応じた保管・荷扱いを行います。また、商品の在庫量の増減に対応した保管温度の調整もおこないます。この冷凍設備は非常に繊細な機器であり電力量の負担も大きくかかります。指定温度を保持する為の電力量削減に向け、2022年稼働の新城センターでは、冷凍機を集中的に監視する監視システムを取り入れデマンドコントロールによる電力使用量の増加を抑える事を可能にしています。保管商品の保管温度に応じたエリア分けにより最小限の冷却に抑える仕組みです。その他の既存施設においても、防熱外壁の増強による庫内温度保持機能改修や冷媒攪拌装置を取り付け等、ここ数年での電力使用量の削減取り組みを実施してきました。今後の既設機器の老朽化対策では、最新インバーター式の冷凍機への交換や全面的な庫内照明のLED化への推進を取り組む予定となります。
2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項
2024年度以降の取り組みとしては、新設センターにおいて太陽パネルの設置や自然冷媒の冷凍設備導入を行います。非化石証書など非化石エネルギーの割合を高めていく事を目指しております。

【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

1. 自由記述欄(カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)
2. 関連リンク
(タイトル) :
(タイトル) :
(タイトル) :

(注意事項)
・赤枠囲み欄は必須記載です。
・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。